

表V-3-3-2 平成18年度地域別最低賃金

都道府県名	平成18年度最低賃金時間額 ()は平成17年度 【単位:円】	引上げ額	発効年月日
北海道	644 (641)	3	平成18年10月1日
青森	610 (608)	2	平成18年10月1日
福島	618 (614)	4	平成18年10月1日
茨城	655 (651)	4	平成18年10月1日
栃木	657 (652)	5	平成18年10月1日
群馬	654 (649)	5	平成18年10月1日
埼玉	687 (682)	5	平成18年10月1日
千葉	687 (682)	5	平成18年10月1日
東京	719 (714)	5	平成18年10月1日
神奈川	717 (712)	5	平成18年10月1日
新潟	648 (645)	3	平成18年9月30日
富山	652 (648)	4	平成18年10月1日
石川	652 (649)	3	平成18年10月1日
福井	649 (645)	4	平成18年10月1日
山梨	655 (651)	4	平成18年10月1日
長野	655 (650)	5	平成18年10月1日
岐阜	675 (671)	4	平成18年10月1日
静岡	682 (677)	5	平成18年10月1日
愛知	694 (688)	6	平成18年10月1日
三重	675 (671)	4	平成18年10月1日
滋賀	662 (657)	5	平成18年10月1日
京都	686 (682)	4	平成18年10月1日
大阪	712 (708)	4	平成18年9月30日
兵庫	683 (679)	4	平成18年9月30日
奈良	656 (652)	4	平成18年10月1日
和歌山	652 (649)	3	平成18年10月1日
鳥取	614 (612)	2	平成18年10月1日
島根	614 (612)	2	平成18年10月1日
岡山	648 (644)	4	平成18年10月1日
広島	654 (649)	5	平成18年10月1日
山口	646 (642)	4	平成18年10月1日
徳島	617 (615)	2	平成18年10月1日
香川	629 (625)	4	平成18年10月1日
愛媛	616 (614)	2	平成18年10月1日
高知	615 (613)	2	平成18年10月1日
福岡	652 (648)	4	平成18年10月1日
佐賀	611 (608)	3	平成18年10月1日
長崎	611 (608)	3	平成18年10月1日
熊本	612 (609)	3	平成18年10月1日
大分	613 (610)	3	平成18年10月1日
宮崎	611 (608)	3	平成18年10月1日
鹿児島	611 (608)	3	平成18年10月1日
沖縄	610 (608)	2	平成18年10月1日
全国加重平均額	673 (668)		

(注)平成18年度地域別最低賃金改定状況、厚生労働省、都道府県最低値

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/09/h0901-3.html>